

## 第 2 3 号議案参考資料

### 議 案 名

桶川市手数料条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

#### 2 改正の内容

(1) 別表の項の繰下げに伴い、引用部分の整理を行う。(第 4 条関係)

(2) 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査について、共用部分を除いた住戸部分のみで手数料を算出することについて規定し、手数料の金額の改定を行うとともに、字句の整理を行う。

(別表第 5 6 項関係)

(3) 低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料の金額を改定する。

(別表第 5 7 項関係)

(4) 次に掲げるものの手数料を定める。

ア 建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査

(別表第 5 8 項関係)

イ 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請に対する審査

(別表第 6 2 項関係)

(5) 次に掲げるものについて、共用部分を除いた住戸部分のみで手数料を算出すること等について規定し、手数料の金額の改定を行うとともに、引用部分及び字句の整理を行う。

ア 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

(別表第59項関係)

イ 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する  
審査 (別表第60項関係)

ウ 建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査  
(別表第61項関係)

(6) (4)の改正に伴い、項の繰下げを行う。 (別表  
第59項から第61項まで及び別表第63項から第81項まで関係)

3 施行期日  
公布の日

4 例規集  
第1巻 5, 293ページ